

## 令和7年2月定例教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和7年2月14日（金） 開 会 午後3時30分  
閉 会 午後4時50分
- 2 場 所 下諏訪総合文化センター 講習室
- 3 出 席 者 松崎泉教育長、網野美秀教育長職務代理者  
木村一恵教育委員、荻久保メイ子教育委員、瀬切陽一教育委員
- 4 事務局（説明員）  
北澤勝己教育こども課長、岩波洋課長補佐兼生涯学習係長、  
平澤暁俊教育総務係長、矢崎順子こども家庭相談係長、  
亀割英人スポーツ振興係長、田中慎太郎健康サポート係長、  
平林美香図書館長、森下保育係主査  
藤森亮馬教育総務係主査

## 令和7年2月定例教育委員会 次 第

令和7年2月14日（金）

下諏訪総合文化センター 講習室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告
- 4 付議事項
- (1) 議案第4号 下諏訪総合文化センター大ホール天井脱落防止対策等改修工事（機械設備工事）変更請負契約の締結について
- (2) 議案第5号 下諏訪町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第6号 令和6年度下諏訪町一般会計補正予算（第10号）について
- (4) 議案第7号 令和6年度下諏訪町一般会計補正予算（第11号）について
- (5) 議案第8号 下諏訪町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第9号 下諏訪町児童手当事務処理規則の一部を改正する規則について
- (7) 議案第10号 下諏訪町フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱の制定について
- (8) 議案第11号 下諏訪町こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱の制定について
- (9) 議案第12号 下諏訪町子育て世帯追加支援給付金給付事務実施要綱の制定について
- (10) 議案第13号 下諏訪町子育て世帯価格高騰特別対策支援金支給事務実施要綱の制定について
- (11) 議案第14号 下諏訪町子育て支援短期入所事業実施要綱の一部を改正する要綱について
- (12) 議案第15号 下諏訪町保育士加配支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- (13) 議案第16号 下諏訪町立小中学校学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- (14) 議案第17号 区域外就学の承諾について

## 5 報告事項

- (1) 専決処分の報告（令和6年度下諏訪町一般会計補正予算（第9号））について
- (2) 令和7年度下諏訪町高浜健康温泉センター「ゆたん歩。」の開館予定について
- (3) 令和7年度健康運動施設の開館予定について
- (4) 信州大学が実施するインターバル速歩専用アプリ開発への協力について
- (5) 令和7年度下諏訪体育館の開館予定について
- (6) ふれあい広場秋宮スケートリンクの実施報告について
- (7) その他

## 6 その他の事項

## 7 閉会

### 【会議録】 議事の内容

1 開会 松崎教育長

2 会議録署名委員の指名 荻久保メイ子教育委員、瀬切陽一教育委員

3 教育長報告

4 (火) ○町教頭会

6 (木) ○総合教育会議

7 (金) ○社中参観日

### 【以下予定】

13 (木) ○校長会

○下中小参観日

14 (金) ○定例教育委員会

18 (火) ○北小参観日

○町いじめ等対策連絡協議会

19 (水) ○社会教育委員会

20 (木) ○英語プロポーザル審査会

21 (金) ○学校保健会総会

質疑なし—了承

## 4 付議事項

- (1) 議案第4号 下諏訪総合文化センター大ホール天井脱落防止対策等改修工事（機械設備工事）変更請負契約の締結について

### 〈岩波補佐〉 説明

本議案は、下諏訪総合文化センター大ホール天井脱落防止対策等改修工事のうち、機械設備工事の請負契約について、増工による追加支出の発生に伴い、変更後の契約金額が「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定による「予定価格5千万円以上の工事」に該当するため、変更契約の締結を議会に提出するものです。

増工の理由でございますが、天井改修のための足場を組上げるに当たり、足場に干渉しない

よう、天井裏に設置されている全てのダクトを一旦撤去し、改修後に再設置する計画でございましたが、予備調査のため防護カバーをはぎ取ったところ、取外すには切断するしかない、取外し不可能なタイプであったことから、施工方法を変更し、ダクトを残したまま足場を組上げ、既存天井部材撤去と同時にダクト架台を新設することとし、工事を進めましたが、天井部材撤去で支えを失ったフレキダクトと呼ばれるダクトが自重に耐え切れず脱落してしまったことから、新規の作り替えの必要が生じたものでございます。追加費用は 298 万 1,000 円、金額変更後の契約額は 5,138 万 1,000 円となります。

工事を請け負う松澤工業株式会社 下諏訪営業所とは、2月6日付で仮契約を締結し、本議会においてお認めいただいた後、本契約することとしております。

説明は、以上となります。

質疑なし－承認

(2) 議案第5号 下諏訪町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

〈北澤課長〉 説明

資料は6ページをお願いします。令和6年6月に交付をされました地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、栄養士法の一部の一部改正が行われ、これまで管理栄養士の国家試験は、栄養士の免許を取得した者でなければ受験することができませんでしたが、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要とされ、令和7年4月1日から施行されることとなりました。この改正を受け児童福祉施設の整備および運営に関する基準において、運営等に関する要件として、栄養士の配置を求めていた規定について栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるうことになることから、これに伴う一部改正を行うものでございます。なお、家庭的保育事業とは、保育者のご自宅などで少人数のお子さんを保育するといった事業を指します。

一部改正する内容でございますが、第18条第1項第2号中、栄養士の次にまたは管理栄養士を加えるものとのことです。なお附則において、令和7年4月1日から施行することとしております。説明は以上となります。

質疑なし－承認

(3) 議案第6号 令和6年度下諏訪町一般会計補正予算（第10号）について

〈北澤課長〉 説明

資料は11、12ページをお願いいたします。

まず、資料12ページの③歳出欄をご覧ください。

3款2項5目子育て支援費、長野県子育て世帯価格高騰特別対策支援金支給事業費の278万1000円は国の給付事業の対象とならない住民税均等割のみの課税世帯のうち、18歳以下の子供がいる世帯について子供1人当たり2万円を加算して支給するために必要な事業費を補正するものでございます。なお、この事業は低所得の世帯への支援として、長野県が独自に実施する事業であります。内訳としましては1節報酬の44万2000円は支給業務に携わる会計年度任用職員1人分の報酬、3節職員手当等の39万9000円は、職員の時間外勤務手当および会計年

度任用職員の期末手当であり、4節共済費の9万1000円は会計年度任用職員に関わる社会保険料など、8節旅費の6000円は、会計年度任用職員の通勤となります。10節需用費の10万円は消耗品費、11節役務費の1万8000円は郵便料および口座振替手数料、12節委託料の52万5000円は管理システムの改修等に係る情報センターへの委託料となります。18節負担金補助および交付金の120万円は、長野県子育て世帯価格高騰特別対策支援金で、対象者は60人分を見込んでおります。

続きましてお戻りをいただき、②歳入をご覧ください。

15款2項1目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金の277万8000円は、ただいまご説明した支給事業に対する長野県生活困窮者価格高騰特別対策事業補助金で、補助率は10分の10となります。20款5項1目雑入の3000円は、会計年度任用職員に係る雇用保険料個人負担分となります。

次に①繰越明許費をご覧ください。

長野県子育て世帯価格高騰特別対策支援金支給事業につきましては次年度にわたり継続して執行されることから、今回の補正予算額の全額278万1000円を令和7年度への繰越明許費とするものでございます。

なお、本補正につきましては、対象世帯への早期の支給を目指すため準備期間等を考慮する中で、3月定例議会に初日の採決をお願いすることとなりますが教育委員会につきましては、本日提案をさせていただきます。説明は以上となります。

質疑なし－承認

#### (4) 議案第7号 令和6年度下諏訪町一般会計補正予算（第11号）について 〈北澤課長〉 説明

資料は13ページ14ページになりますが、14ページの方をご覧いただきたいと思います。

最初に①繰越明許費の補正をごらんください。

子育て世帯追加支援給付金給付事業の670万円は、令和7年1月7日付で専決処分をさせていただいた令和6年度下諏訪町一般会計補正予算第9号に係る事業費で今年度中の支出見込み額1万5000円を除いた670万円を限度額として、令和7年度へ繰り越しをするものでございます。

続きまして、③歳出をご覧いただきたいと思います。

3款2項4目保育所費保育所管理運営事業費の18節負担金補助および交付金の2164万6000円は、町内公立保育所以外の施設への入所入園に係る施設型給付費等負担金について業者の増加により、当町公立保育園以外の施設に入所入園する方が当初見込んだ人数よりも多くなったことに伴い、各施設を利用するにあたり、不足する負担分を増額補正するものでございます。10款1項3目基金活用事業費こども未来基金貸付事業費の24節積立金163万6000円は、ふるさとまちづくり寄附金として52人の方から163万6000円を賜ったことから、こども未来基金に積み立てるものでございます。なお、年度末におけるこども未来基金の残高は、2696万6911円となる見込みでございます。続きまして、2項小学校費1目学校管理費、一般経費は国から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金153万4000円の交付を受け、学校給食費補助金に充当し、財源振り替えをするものでございます。また、小学校管理運営事業費の170万6000円は地域開発公社に委託している給食調理業務において、調理員の給料および手当が人

事院勧告により増額になったことに伴い、当初予算額で不足が生じる経費について増額補正をお願いするものとなります。3項中学校費1目学校管理費、一般経費は小学校費の一般経費と同様に国から148万円の交付を受け、学校給食費補助金に充当し、財源振り替えするものでございます。また、中学校管理運営事業費の161万3000円は、小学校費の小学校管理運営事業費と同様に、給食調理員の給料および手当が人事院勧告により増額になったことに伴う不足分を増額補正するものでございます。

続きまして②歳入をご覧ください。

14款1項1目民生費国庫負担金の1節児童福祉費負担金の1068万円は施設型給付費等負担金に対応する国の負担に係る子どものための教育保育給付費負担金で、補助率は2分の1でございます。2項6目教育費国庫補助金の1節小学校費補助金の153万4000円および2節中学校費補助金の148万円は学校給食費に対応する国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、補助率は10分の10となります。15款1項1目民生費県負担金の2節児童福祉費負担金の534万円は、民生費国庫負担金と同様に施設型給付費等負担金に対応する長野県の負担に係る子どものための教育保育給付費負担金で補助率は4分の1でございます。2項1目民生費県補助金の2節児童福祉費補助金の35万6000円は、ただいまご説明をいたしました、国および県の負担金以外の地方単独費用に対する長野県の子どものための教育保育給付費補助金で補助率は2分の1となります。17款1項2目1節ふるさとまちづくり寄付金の163万6000円はふるさとまちづくり寄付金として137万3000円を賜ったものでこども未来基金へ積み立てをいたします。説明は以上になります。

質疑なし－承認

(5) 議案第8号 下諏訪町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について  
〈平澤係長〉 説明

下諏訪町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本改正は現在の教育委員会事務局における7係体制について、令和7年度から6係体制へ統合をおこなうことに伴う一部改正を行うものであります。

内容につきましては、下諏訪町教育委員会事務局組織規則第3条第5号中「健康サポート係」を「健康スポーツ係」に改め、同条中第6号「スポーツ振興係」を削り、「図書館」を同条中第6号に繰り上げます。また、同上第4条第2項第5号中「健康サポート係」を「健康スポーツ係」に改め、事務分掌として同号にオからケの項目を加え、同条第2項第6号「スポーツ振興係」を削り「図書館」を同条第2項第6号に繰り上げるものでございます。

附則において、施行日は令和7年4月1日としております。説明は以上となります。

質疑なし－承認

(6) 議案第9号 下諏訪町児童手当事務処理規則の一部を改正する規則について  
〈北澤課長〉 説明

資料は19、20ページをお願いいたします。

特に20ページにおきまして、ご覧をいただきたいと思います。

本改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項にずれが生じたことから改めるものでございます。内容

につきましては、第 10 条中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改めるものでございます。なお、附則において、施行日は令和 7 年 4 月 1 日としております。  
説明は以上となります。

質疑なし－承認

(7) 議案第 10 号 下諏訪町フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱の制定について

〈平澤係長〉 説明

資料は 20 ページ以降になります。

長野県では小中学校における不登校児童生徒が増加傾向にある状況を踏まえ、学校外の多様な学びの場の確保充実を目的とした信州型フリースクール認証制度を令和 6 年度より開始するとともに、フリースクール等を運営する民間施設への財政支援を行っておりますが、フリースクール等を利用する児童生徒に対する利用料等の支援については市町村において検討するよう求められております。

本要綱は県からの求めを踏まえ、府内児童生徒のフリースクール等の活用の見通しや県内の他市町村の対応状況を勘案する中で、一定の要件を設け、保護者の経済的な理由による支障が出ないよう、フリースクール等を利用する児童生徒の保護者に対し、フリースクールと利用支援として補助金を交付することに伴い制定するものでございます。それでは要綱の条項についてご説明をいたします。

第 1 条では、保護者等の経済的負担の軽減および不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、多様な学び場へ通うことを支援するための補助金を交付することについて必要な事項を定める趣旨を定めております。

第 2 条では、補助対象者を 1 年以上町内に居住し、現に生活の拠点を町内に有する児童生徒の保護者等で、児童生徒がフリースクール等に原則として週 1 回以上利用し、同様の別の補助を受けておらず、町税等の滞納がない保護者等と規定をいたします。

第 3 条で 3 万円を限度とする月ごとの利用料を定める補助対象経費に対し、

第 4 条で、要保護世帯には 100 分の 100、準要保護世帯には 100 分の 75、その他の世帯については 100 分の 50 を乗じた額を補助する金額とすることを定めています。

第 5 条では、フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付申請書を町長へ提出する交付申請について、

第 6 条では、フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付決定通知書による交付決定について定め、

第 7 条では 4 ヶ月ごとにフリースクール等児童生徒支援補助金実績報告書兼請求書を町長へ提出することと規定をしております。

第 8 条において定めるものの他、必要な事項は町長が定めるとし、

附則において施行日を令和 7 年 4 月 1 日としております。

説明は以上でございます。

質疑なし－承認

(8) 議案第 11 号 下諏訪町こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱の制定について

## 〈矢崎係長〉 説明

本要綱は、町内で子どもの居場所づくりに取り組む団体に対し、事業費、事業の立ち上げ費用等を補助することに対して必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

それでは、要綱の条項についてご説明いたします。

第1条では、子どもの居場所づくり事業を実施する団体に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるとし、

第2条では、補助金の対象となる団体の要件を、

第3条では、町内のかどもを対象とした居場所づくり事業を開設・運営する事業、定期的な実施に実施する事業など、補助対象となる事業の要件を定めています。

第4条では、補助対象となる経費を、「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金」の「地域子どもの生活支援強化事業」に規定する事業経費とすること、補助率及び限度額を定めることを規定し、具体的な対象経費、補助率、上限額を別記に定めています。

第5条では、補助金を受けようとする団体は、年度ごとに指定、「下諏訪町子どもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）」、「実施計画書（様式第1号の2）」「補助金使途計画書（様式第1号の3）」に関係書類を添えて町へ提出する申請方法について定め、

第6条では、交付申請があったときは申請内容等を審査し、適当であると認める時は交付決定し、申請者に通知することを定めています。

第7条では、交付決定団体が事業内容を変更する場合の申請について、

第8条では、事業を中止する場合の届出について定めています。

第9条では、交付決定団体が事業を完了したときは、町が定める日までに事業実績について町が定める様式「下諏訪町子どもの居場所づくり支援事業補助金実績報告書（様式第5号）」、「事業実績概要（様式第5号の2）」、「補助金使途報告書（様式第5号の3）」により関係書類を提出することを、

第10条では、前条の規定により実績報告を受けたときは、これを審査し、適合すると認められる時は補助金額を確定し、交付決定団体に通知することとし、

第11条では、補助金額の確定を受けた団体は補助金交付請求書を提出することを定めています。

また、第2項で交付決定額の3分の2以内において補助金の概算払ができるなどを、第3項で概算払を受ける場合は概算払請求書を提出しなければならないと定めています。

第12条では、町が交付決定を取り消すことができる要件を、

第13条では、不当利得の返還を求めることが可能のことについて、

第14条では、受給権の譲渡又は担保の禁止について定めています。

第15条では、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めることを規定しております。

なお、附則において、本要綱は令和7年4月1日から施行するとしております。

別表では、第4条で定める補助対象経費の項目、補助率及び限度額を規定しました。

次ページから、各条文に対応する様式を定めています。説明は以上となります。

## 《網野職務代理》

どのくらいの件数を見込んでいるか。

## 〈矢崎係長〉

定期的に実施ができる団体に補助を行うことを考えているので、今のところ1～2団体を見込んでいます。

質疑以上一承認

(9) 議案第12号 下諏訪町子育て世帯追加支援給付金給付事務実施要綱の制定について  
(矢崎係長) 説明

議案第12号下諏訪町子育て世帯追加支援給付金給付事務実施要綱の制定についてご説明します。

本要綱は、国の重点支援地方交付金を活用して、市町村民税非課税世帯の18歳以下の児童一人当たり、2万円を加算して給付するため、制定するものでございます。

第1条では、本要綱制定の趣旨を規定し、

第2条では、第1条で規定した目的を達するために給付することを定義しております。

第3条で、支給対象者を「住民税均等割が非課税である世帯」、

第4条では、支給額を、「対象児童数に2万円を乗じた金額」とし、

第5条では、受給権者を規定しております。なお、第2項において規定する者の取り扱いについては、別記として定めております。

第6条では、支給方式として「子育て世帯追加支援給付金支給要件確認書」又は「子育て世帯追加支援給付金申請書」を、郵送により又は窓口において提出していただいた後に、口座振替又は現金交付により支給する方法を規定しております。なお、確認書は様式第1号として、申請書は様式第2号として、様式を定めています。

第7条では、申請ができる代理人を規定しております。

第8条では、申請受付開始日は町長が別に定めるとともに、提出期限を令和7年7月31日とし、

第9条では、申請書受理後、速やかに内容を確認し、支給を決定することを定めています。

第10条では、本支給事業の実施に当たり住民への周知を行うこととし、

第11条では、確認書等の提出がなかった場合等の取り扱いを定めています。

第12条では、不当利得の返還、

第13条では、受給権の譲渡及び担保の禁止について定め、

第14条では、本要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が定めるとしております。

なお、附則において、本要綱は「令和7年3月1日」から施行となっておりますが、資料提出後に修正し、令和7年1月7日から施行することといたしましたので、恐れ入りますがお手元の資料の修正をお願いします。令和7年10月31日に効力を失うとしております。こちらは変更ありません。説明は以上となります。

質疑なし一承認

(10) 議案第13号 下諏訪町子育て世帯価格高騰特別対策支援金支給事務実施要綱の制定について  
(矢崎係長) 説明

議案第13号下諏訪町子育て世帯価格高騰特別対策支援金支給事務実施要綱の制定について

ご説明します。

本要綱は、令和 6 年下諏訪町一般会計補正予算 第 10 号の中でご説明いたしました、支援金支給事業として、18 歳以下の児童一人当たり 2 万円を給付するため、制定するものでございます。議案第 12 号でご説明した、国の制度の対象とならない低所得世帯への支援金を給付するための県単独事業で、市町村が支給事務を行うものです。

第 1 条では、本要綱制定の趣旨を規定し、

第 2 条では、第 1 条で規定した目的を達するために給付することを定義しております。

第 3 条の支給対象者は、 国の制度の対象とならない「均等割のみ課税世帯」に支給するため「住民税所得割が非課税である世帯」としています。

第 4 条では、支給額を、「対象児童数に 2 万円を乗じた金額」とし、

第 5 条では、受給権者を規定しております。なお、第 2 項において規定する者の取り扱いについては、別記として定めております。

第 6 条では、支給方式として「子育て世帯価格高騰特別対策支援金支給要件確認書」又は「子育て世帯価格高騰特別対策支援金申請書」を、郵送により又は窓口において提出していただいた後に、口座振替又は現金交付により支給する方法を規定しております。なお、確認書は様式第 1 号として、申請書は様式第 2 号として、様式を定めています。

第 7 条では、申請ができる代理人を規定しております。

第 8 条では、申請受付開始日は町長が別に定めるとともに、提出期限を令和 7 年 8 月 31 日としています。

附則において、本要綱は令和 7 年 3 月 1 日から施行するとなつておりますが、資料提出後に修正し、令和 7 年 2 月 25 日から施行することといたしましたので、恐れ入りますがお手元の資料の修正をお願いします。説明は以上です。

質疑なし－承認

#### (11) 議案第 14 号 下諏訪町子育て支援短期入所事業実施要綱の一部を改正する要綱について

て

〈矢崎係長〉 説明

議案第 14 号下諏訪町子育て支援短期入所事業実施要綱の一部を改正する要綱についてご説明いたします。

「子育て支援短期入所事業」は、保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合等に、児童養護施設等において一定期間子どもを預かり、養育・保護を行う事業です。

現在は、宿泊を伴う短期入所事業を行っていますが、平日の夜間に保護者が不在となる場合や、家庭環境等の課題により家庭において子どもを養育することが困難となった場合に、夜間・休日に子どもを預かることができるよう、夜間養護等事業を追加し、実施するために必要な事項を定める一部改正を行うものです。

第 1 条では、短期入所の受け皿を広げるため、「児童福祉施設」に加え、児童福祉法に規定する「里親」、若しくは「児童の保護を適切に行うために自治体等が実施する研修を受講した者」を追加しました。近年受け皿不足が課題となっており、県で人材養成の動きがあるためそれに対応するものです。

第2条は、第2条1項全体を改めるものです。入所の対象児童を、「短期入所生活援助ショートステイ事業」と、「夜間養護等トワイライトステイ事業」事業の種類ごとに分けて記載しています。なお、入所の対象となる状態については、国の要綱に合わせて表現を若干変更しています。

第3条は、入所期間を2つの事業に適用するため、「1回につき」を「第2条1項に掲げる事業についてそれぞれ年間(7日を限度とする)」に改め、

第4条は、入所施設の受け皿を広げることを可能とするため「児童福祉施設」の次に「等」を加えます。

第8条費用負担の別表に「夜間養護等事業」を追加します。

続いて、様式第1号「子育て支援短期入所事業利用申請書」及び様式第2号「子育て支援短期入所事業利用決定・却下通知書」に「事業の種類」を追加しました。

なお、附則において、この要綱は令和7年4月1日から施行するとしております。

説明は以上です。

質疑なし－承認

(12) 議案第15号 下諏訪町保育士加配支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

〈北澤課長〉 説明

児童福祉法の規定により認可された、家庭的保育事業等、認定こども園及び幼保連携型認定こども園に対し、保育士加配支援事業の実施についての通知、保育士加配支援事業実施要綱に基づき、乳児及び1歳児保育士加配について要する経費の補助を行っているが、昨今の保育士不足等を鑑み、長野県により基準額が増額となったことから、町の要綱においても一部改正を行うものであります。

内容といたしましては、乳児保育士加配支援事業及び1歳児保育士加配支援事業ともに年額「2,304,000円」から「2,388,000円」に、月額「192,000円」から「199,000円」に改めるものであります。なお、附則において、この要綱は、令和7年2月6日から施行し、令和6年4月1日から適用としております。説明は以上となります。

質疑なし－承認

(13) 議案第16号 下諏訪町立小中学校学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

〈平澤係長〉 説明

議案第16号 下諏訪町立小中学校学校給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について説明します。資料は84ページになります。

本要綱は引き続き物価高騰による影響を受けている学校給食の提供について保護者に負担を求めず、安定した学校給食を児童生徒等へ提供するため、第3条および附則第2項中、時限を1年延長する一部改正を行い、令和7年度中に提供する学校給食費学校給食に係る食材等の経費についても予算の範囲内で補助金を交付するものでございます。

説明は以上であります。

(14) 議案第 17 号 区域外就学の承諾について  
〈平澤係長〉説明

※個人情報につき非公開審議録

区域外就学 1 件について審査し、承認

## 5 報告事項

(1) 専決処分の報告（令和 6 年度下諏訪町一般会計補正予算（第 9 号））について  
〈北澤課長〉説明

それでは報告事項の 1、専決処分の報告としまして、令和 6 年度下諏訪町一般会計補正予算第 9 号についてご説明をいたします。

なお本件につきましては、令和 7 年 1 月 7 日付をもちまして、専決処分とさせていただき、本日の定例教育委員会および 3 月定例会においてご報告をさせていただくものでございます。初めに、②歳出をご覧ください。

3 款 2 項 5 目子育て支援費、子育て世帯追加支援給付金給付事業費の 671 万 5000 円は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付対象である令和 6 年度低所得世帯支援枠に係ることども加算について住民税非課税世帯のうち、子育て世帯に対し世代世帯人数が多くなることを考慮して、子ども 1 人当たり 2 万円を加算して給付するために必要な事業費を補正するものでございます。内訳としましては、3 節職員手当等の 10 万 2000 円は、職員の時間外勤務手当 11 節役務費の 11 万 3000 円は通知発送にかかる郵便料と支援金振り込みの口座振替手数料となります。12 節委託料の 50 万円は支給事務を適正に行うための管理システム改修等に係る情報センターへの委託料、18 節負担金補助および交付金の 600 万円は子育て世帯追加支援給付金で、対象者数は 300 人分を見込んでおります。

次に①歳入をお願いいたします。

14 款 2 項 2 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費補助金の 671 万 5000 円は、子育て世帯追加支援給付金給付事業に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で補助率は 10 分の 10 となります。

説明は以上でございます。

疑義なし－了承

(2) 令和 7 年度下諏訪町高浜健康温泉センター「ゆたん歩。」の開館予定について  
〈田中係長〉説明

それでは、報告事項「令和 7 年度下諏訪町高浜健康温泉センター『ゆたん歩。』の開館予定について」ご報告いたします。

資料 95 ページをご覧ください。

高浜健康温泉センター「ゆたん歩。」につきましては、条例において休館日を火曜日、火曜日が祝日の場合はその翌日と定めており、これに基づき、開館カレンダーを作成しております、お手元の資料が来年度の開館予定の案でございます。

令和8年1月14日・15日につきましては、例年行っている年に1度の設備等のメンテナンスのため、臨時休館とさせていただきます。

なお、年末の12月29日から新年の1月3日までにつきましては、職員の負担軽減などを考慮し、昨年度と同様、午後3時閉館とさせていただきたいと思います。

疑義なしー了承

(3) 令和7年度健康運動施設の開館予定について

〈田中係長〉 説明

報告事項「令和7年度下諏訪町健康運動施設の開館予定について」ご報告いたします。

資料96ページ、をご覧ください。

健康ステーション・健康フィールドにつきましては、条例において休館日を①火曜日、火曜日が祝日の場合はその前日、②祝日の前日、③年末年始の 12/29～1/3 までと定めております。

祭日の振替日は本来ですと前日になりますが、利用者の利便性を考慮し、週末はできるだけ開館日とする、休館日を分散させるなどの点を加味して、調整をしている箇所があります。

これに加えまして、例年、8/15 の諏訪湖花火大会につきましては、近隣が大変混雑するところから、祝日の振替休日をあて、休館日とさせていただいております。説明は以上でございます。

疑義なしー了承

(4) 信州大学が実施するインターバル速歩専用アプリ開発への協力について

〈田中係長〉 説明

信州大学が実施するインターバル速歩専用アプリ開発への協力についてご報告いたします。

下諏訪町は健康増進の取り組みの一環としてインターバル速歩を取り入れた運動教室を実施しており、これまで多くの町民の皆さんにもご参加いただいてまいりました。このインターバル速歩でございますがこの度、信州大学はインターバル走行専用のアプリを開発する運びとなり、開発に必要なデータ収集のための効果検証に町として協力することとなりました。具体的には効果検証にご協力いただける20名の町民の方を募集いたしまして、試作のアプリを利用して約5ヶ月間実施していただくというものです。被験者の皆さんには期間の前後で身体測定、血液検査などをしていただき、5ヶ月間のインターバル走行の実践を通して、身体にどのような運動効果が現れるのかを検証いたします。つきましては、参加を希望する方向けの説明会を資料の通り、2月26日水曜日に開催いたします。当日は信州大学の研究担当者にもお越しいただきまして、実際の実践内容などについて詳しく説明していただきます。

教育委員の皆様におかれましても、ご興味をお持ちでしたらぜひご参加いただければと思います。なお、実際の検証効果検証期間につきましては来年度の5月から11月を予定しております。ご説明は以上でございます。

疑義なしー了承

(5) 令和7年度下諏訪体育館の開館予定について

〈亀割係長〉 説明

令和7年度下諏訪体育館の開館予定について、ご報告させていただきます。

お手元の資料 97 頁をご覧ください。

町体育館は、毎週火曜日と祝日の翌日を休館日として、平日は午 9 時から午後 9 時まで、貸し館を行っております。また町民の皆さんに広くスポーツに親しんでいただきため、年間で 10 日間の無料開放日を設定させていただきました。

なお、冬季閉鎖しております屋外施設につきましては、4 月 5 日土曜日から 11 月 24 日 土曜日までのオープンを予定しております。

令和 7 年度も多くの方々に利用していただき、皆さんの健康増進に努めてまいりたいと思います。ご報告は以上となります。

疑義なし—了承

#### (6) ふれあい広場秋宮スケートリンクの実施報告について

〈亀割係長〉 説明

ふれあい広場秋宮リンクの実施報告について、ご報告させていただきます。

お手元の資料 98 頁をご覧ください。

ふれあい広場秋宮リンクは、今年も多くの方々にご利用をいただくため、年末から準備を進め、開場式を 1 月 8 日に行い、今年は暖冬の影響も少なく、開場式初日から滑走ができる状態となり、先日 2 月 11 日の閉鎖まで開場期間は 35 日間ありましたが、氷が緩んだ 2 日間を除くほぼ毎日、滑走することができました。

また教育委員の方々にもご参加いただきました、1 月 19 日に開催の氷上祭につきましても、平成 30 年度以降、久々に開催することができました。

こうした状態の中、今年度の利用人数は例年に比べると未就学児の来場も多く、コロナ禍や暖冬の影響により減少していた利用人数は、3,405 人となり、4 年ぶりに対前年と比較して増加となりました。

また、町内小学校の 1 年生から 4 年生までの児童の方が毎年、スケート教室を楽しんでいただいており、昨年は南小 1 年生の方が、秋宮リンクでの教室が出来ませんでしたが、今年は両校とも予定していた全てのクラスで秋宮リンクでのスケート教室を行うことが出来ました。秋宮リンクは、天然リンクであるが故、気候の影響を強く受けることとはなりますが、来年は、開場期間中の周知方法など検討し、更に利用人数が増やしていくよう努めてまいります。ご報告は以上となります。

疑義なし—了承

#### (6) その他－なし

### 6 その他

〈平澤係長〉

次の 3 月の定例委員会の日程になります。3 月 26 日（水）午後 3:30 からになります。場所は文化センター 2 階の講習室になります。よろしくお願ひいたします。

次に臨時教育委員会の日程になります。こちらにつきましては 2 月の臨時教育委員会ということで、2 月 28 日（金）午後 4 時からということでお願いいたします。

疑義なし—了承

7 閉会 午後4時50分終了

以上、会議の経過を記して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年3月26日

署名委員 萩久保 メイ子

署名委員 濱切 陽一

調整職員 北澤 勝己